

源泉所得税 実務のポイント

会社が事業活動をしていくうえで関係してくる税金にはさまざまなものがあります。経理担当者が、判断を求められる回数が多いものの一つに源泉所得税があります。源泉徴収の対象となる給与にはどんなものがあり、税額をいくら徴収したらよいのかなど理解しておく必要があります。

また、6月から令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されています。

セミナーでは、給与所得や退職所得、報酬等にかかる源泉徴収額、定額減税について解説致しますので、ぜひご参加くださるようご案内申し上げます。

< 開催要綱 >

日時 令和6年10月3日（木）
13時30分～15時
場所 スポカルイン黒石 2階 大会議室
黒石市ぐみの木3-65
TEL 0172-53-8111
受講料 会員：無料
非会員：1,000円 *テキスト代として頂戴します。
講師 黒石税務署 調査部門担当官
定員 40名
(定員になり次第、締切ります。)
申込 下記申込書に必要事項をご記入の上、
9月27日まで FAX または電話でお申込みください。

< 講座内容 >

- ◆給与所得からの源泉徴収
 - ・源泉所得税の対象となる所得とは
 - ・給与を支給するときの税額計算
 - ・アルバイト等に給与を支給するとき
 - ・通勤費の取扱い
 - ・配偶者控除と配偶者特別控除の取扱い
 - ・パートに対する給与と配偶者控除
 - ・納期の特例とは
 - ・給与等が未払いの場合
 - ・役員が報酬を辞退したとき
 - ・賞与を支給するときの税額計算
- ◆退職所得からの源泉徴収
 - ・退職金を支給するとき
 - ・勤続年数の計算方法
- ◆支払報酬・非居住者からの源泉徴収
 - ・司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき
 - ・外国人労働者に給与を支給するとき
- ◆令和6年分所得税の定額減税について

主催 公益社団法人黒石法人会

黒石市大字前町40-5 TEL・FAX 0172-53-6625

法人会実務セミナー 源泉所得税実務のポイント 受講申込書

(公社) 黒石法人会 行 (FAX 0172-53-6625)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			